

ハイライト:

- ・公益法人への現物寄附制度について解説します。
- ・登録免許税の免税措置が創設されました。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
公益法人への現物寄附制度に関して	1
登録免許税の免税措置について	2

梅雨の晴れ間が恋しい時期となりました。温度差が変化する時期ですので、体調管理には気をつけたいものです。

第74号では、平成30年度税制改正で創設された公益法人の基金への現物寄附制度、登録免許税の免税措置について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

公益法人への現物寄附制度に関して

個人が、土地、建物などの財産を法人に寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、当該財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課されることになっています(みなし譲渡課税)。

ただし、その寄附が公益法人等へのもので、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他の公益の増進に著しく寄与し、かつ、以下の要件が全て満たされる寄附において、国税庁長官に承認申請書を提出した日から1ヶ月(有価証券の場合は3ヶ月)以内に、その申請について国税庁長官の承認がなかったとき、又は承認しないことの決定がなかったときは、その申請について承認があったものとみなされ、所得税が非課税とされる制度があります。

<要件>

1	寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等及び社員並びにこれらの人の親族等に該当しないこと
2	寄附財産が寄附を受けた法人の不可欠特定財産 ¹ であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること
3	寄附を受けた法人の理事会において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について不可欠特定財産とすること等が決定されていること

1 当該法人が公益目的事業を実施するに際して、必要不可欠な財産。定款にその旨等が規定されている。

平成30年度税制改正において、上記3番目の要件に、公益法人が行政庁の確認をあらかじめ受けた「基金」の中で寄附財産を管理し、その後定期的に行政庁への報告を行う場合も、要件として追加されました。

3'	行政庁の確認を受けた基金を保有する公益法人が、寄附財産についても当該基金で管理することとし、毎年監事の監査を受けた後、行政庁へ基金に関する報告を行うこと
----	--

従って、公益法人の役員ではない個人の方が、行政庁の確認を受けた「基金」を保有する公益法人に、土地や建物、有価証券等の現物財産を寄附した場合、寄附後4ヶ月以内に国税庁長官宛てに申請書を提出し、1ヶ月ないし3ヶ月後に通知がなければ、所得税が非課税となり、財産が公益法人の公益目的の事業に有効に活用されることが可能となりました。

公益法人への寄附をお考えの場合は、上記の制度が創設されましたので、是非ご検討下さい。

また、平成30年度税制改正とは関係ありませんが、相続財産を公益法人に寄附した場合、当該財産が相続税の対象から除外され、また相続人の所得税の申告の際、寄附金控除として利用することができる制度もあります。

いずれの制度も、定められた期日までに、一定の手続を行うことにより、利用が可能ですので、適用の場合には、ご注意下さい。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>



登録免許税の免税措置について

相続した土地の名義変更登記が行われなため、所有者不明の土地の発生が社会的問題となっています。この解決を図るために、平成30年度の税制改正において、相続(相続人に対する遺贈を含みます。)による土地の所有権の移転登記に対する登録免許税について、次の免税措置が設けられました。

[1] 相続により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合には、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税が免税とされます。

例えば、登記名義人となっている被相続人Aから相続人Bが相続(1次相続)により土地の所有権を取得した場合、その相続登記をしないまま相続人Bが亡くなり、その子Cが相続人となった場合(2次相続)で、Cが1次相続について相続登記を申請した場合は、登録免許税が免税になります。2次相続の移転登記については、免税措置の対象とはなりません。

(適用時期) 平成30年4月1日から施行。

[2] 個人が、土地について相続による所有権の移転登記を受ける場合において、その土地が相続登記の促進を特に図る必要がある一定の土地^(注1)であり、かつ、その土地の登録免許税の課税標準となる不動産の価額^(注2)が10万円以下であるときは、その土地の相続による所有権の移転登記について、登録免許税は免税とされます。

(適用時期) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行の日から平成33年3月31日まで(法律は平成30年6月6日に成立)。

(注1) 市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要があるものが対象とされ、具体的には、今後、法務大臣が告示等で定めることとされています。

(注2) 市町村役場で管理している固定資産台帳の価格がある場合は、その価格です。固定資産台帳の価格がない場合は、登記官が認定した価額です。

< 登録免許税の税率 >

登記の種類	本則税率	特例
相続による土地の所有権の移転登記	0.4%	免税

免税されるのは土地のみとなり、建物は通常の税率が課税されます。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 -1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp